

(公財)日本体操協会並びに愛知体操協会への登録について【トランポリン】

1 登録の区分

(1) 団体登録

ア 所属団体: JGA-Web 登録

(公財)日本体操協会(以下、JGA)、西日本トランポリン協会、日本学生トランポリン競技連盟、全国高等学校トランポリン連盟、東海体操協会、愛知体操協会(以下、本会)の主催大会に参加する団体は、所属団体登録および選手、有資格指導者(トランポリンコーチまたは普及指導員)登録が義務づけられています。団体の名称変更・廃部抹消はJGAへの申請が必要です。

(2) 選手登録

ア 登録する所属団体で活動している選手(ダブルミニトランポリン、タンブリング含む)が対象です。

イ 全国シャトル競技大会、全国スペシャル交流会の参加者も選手登録が必要です。

ウ 大会のうち、愛知県大会のBクラス相当のみに参加する選手は、選手登録の必要はありませんが、上記の1(1)アに該当する所属団体へ属していることが条件です。

(3) 指導者登録

ア トランポリンコーチ資格、普及指導員資格を保有する方が対象です。

イ 登録申請は、所属団体が一括で行います。

ウ 所属のない指導者は、自身で所属団体登録をするか、既存の所属団体へ属してください。

エ 選手と指導者を兼ねる方は、所属区分を「選手・指導者」としてください。

オ JGA 役員、委員の方は、JGA の通知に従い個人で登録申請をしてください。

(4) 審判登録

ア 公認審判員(1~3種)およびシャトル競技審判員資格を保有する方が対象です。

イ 登録申請は、個人で行います。

ウ ダブルミニトランポリン審判員、タンブリング審判員の登録は、JGA 事務局へ申請をしてください。

2 登録料

(1) 団体登録料(単位:円 トランポリン競技種別1団体に対する金額)

区分	金額	区分	金額
男子のみ	15,000	男子および女子	15,000
女子のみ	15,000		

(2) 個人登録料(単位:円 個人1名に対する金額)

ア 選手登録料

区分	金額	区分	金額
小・中学生	1,500	高校生	1,700
社会人/大学生	2,000	愛好者	登録不要

〔留意点〕①愛好者は、愛知県大会のAクラスに参加することができません。

②愛好者が各種事業に参加する場合、費用が選手と異なる場合があります。

③大会出場時にダブルネームを使用する選手は、先に体操競技または新体操団体に属し、トランポリン競技団体へ副登録をしてください。(トランポリン競技団体へ主登録する選手は、副登録ができません)

イ 役員・指導者登録料

区分	金額	区分	金額
指導者/選手・指導者	3,500	JGA役員	12,000
資格	コーチ	JGA委員	7,000
	普及指導員	役員	4,000

〔留意点〕①普及指導員およびコーチ資格の登録申請は、所属団体が一括で行います。

②資格登録は、指導者登録をした後に該当の資格申請をしてください。

③コーチの方は、コーチ資格のみ申請をしてください。(普及指導員資格の別申請不要)

④上表のうち複数区分に該当する方は、区分ごとに登録をしてください。登録料総額は、最高額区分に収まるよう自動調整されます。

⑤JGA 役員および委員、役員の金額にはブロック体操協会登録料が含まれないため、上記④の登録料総額が、最高区分より300円(東海ブロック体操協会登録料)高くなる場合があります。

ウ 審判登録料

区分	金額	区分	金額
1種継続	2,000	1種新規	5,000
2種継続	2,000	2種新規	2,000
3種継続	2,000	3種新規	2,000
シャトル競技	1,000	(新規、継続問わず一律)	

〔留意点〕①指導者登録も並行する場合は、先に指導者登録をしてください。

②公認審判員とシャトル競技審判員をともに保有する方は、先に公認審判員登録をし、JGA 事務局へシャトル競技審判員の追加申請をしてください。